

小城市安心生活創造事業



平成22年10月現在

小城市 福祉部 福祉課 地域福祉係

I. 事業の目的

市民のだれもが家族や友人のいる住み慣れた地域で、生きがいのある自立した日常生活を営むことができるよう、地域・関係機関・事業者とがそれぞれの役割を果たしながら連携し、地域福祉及び在宅福祉の充実を図ることを目的として、小城市安心生活創造事業を実施する。

- 生活課題を抱えた方を早期に発見し、その解決に向けた対応ができる体制を地域や関係機関と連携して整備する
- 一人暮らし高齢者等で日常的な家族の支援が受けられない方を対象に「見守り」と「買い物などの情報提供」を中心とした生活基盤の支援体制の充実をはかる
- 小地域福祉活動を促進し、地域における住民どうしの日常的な支えあいやさりげない見守り活動の充実をはかる

Ⅱ. 事業経過

小城市では、市内全域を事業対象区域としている。対象者とニーズ把握を優先して行なうことで、緊急性の高い方への支援や、ニーズに即した実効性の高い支援体制の構築を目指している。

原則1 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する

◆ 生活実態調査及び生活基盤支援のニーズ把握

対象世帯把握のため、生活実態と見守りや買い物支援に対するニーズ調査を戸別訪問方式により実施することとし、市内を旧町単位で4つのエリアに分けた。

① 牛津町の調査

平成21年度、牛津町の65歳以上一人暮らし高齢者全世帯と老老介護世帯、要介護者と介護者が1:1といった特定の家族に負担が集中するような小家族世帯など315世帯に調査を実施した。

調査にあたり、西九州大学社会福祉学科の協力により調査票を作成。学生には春休みを利用して訪問調査員としても協力いただいた。



②小城市・三日月町・芦刈町の調査（１）

平成22年度は、小城市、三日月町、芦刈町の調査を行っている。当初の計画では、三日月町、芦刈町は、平成23年度に調査を行う予定であったが、小城市の調査が予定より早く終了したため、小城市全体での支援の体制を早期に確立していきたいと前倒しで行った。

小城市、三日月町、芦刈町の調査で使用した調査票は、平成21年度調査の結果から、対象者を取りまく見守り環境が緊急時を含めどのような状態であるかをより具体的に確認する内容に質問項目を整理している。

調査日程に制約の多い学生を用いず、事業委託先である小城市社会福祉協議会の訪問員を調査に用いた。

調査対象者の絞込みと追加

津町の調査では、何度訪問しても会えない方などの状況について民生委員・児童委員へ照会することで所在が判明したケースが多くみられ、2年目の調査では訪問前に絞込みと情報追加を行うこととした。

調査対象者は、65歳以上の一人暮らしと高齢者のみ世帯を住民基本台帳より抽出し、元気高齢者、入院・入所者などの状況について事前に民生委員・児童委員へ保有情報とのチェックを依頼した。

また、住民基本台帳のない世帯のほか、民生委員・児童委員が気になると判断した世帯についても、民生委員・児童委員からの情報をもとに調査対象に追加した。

更に、介護保険の認定状況や、その他の保健福祉サービスの利用状況について照合し、調査対象者の絞込みを行った。

②小城市・三日月町・芦刈町の調査（２）

対象者絞込みによる効果

事前に絞込み作業を行なったことで、調査の効率化と、抽出対象者以外の「地域で気になる世帯情報」についても収集することができた。

調査は訪問員が対象者宅を見守りを兼ねて数回訪問し、各項目について確認することとした。そうすることで警戒心も解け、よそ行きの回答ではない本音が聞き出せるようになった。

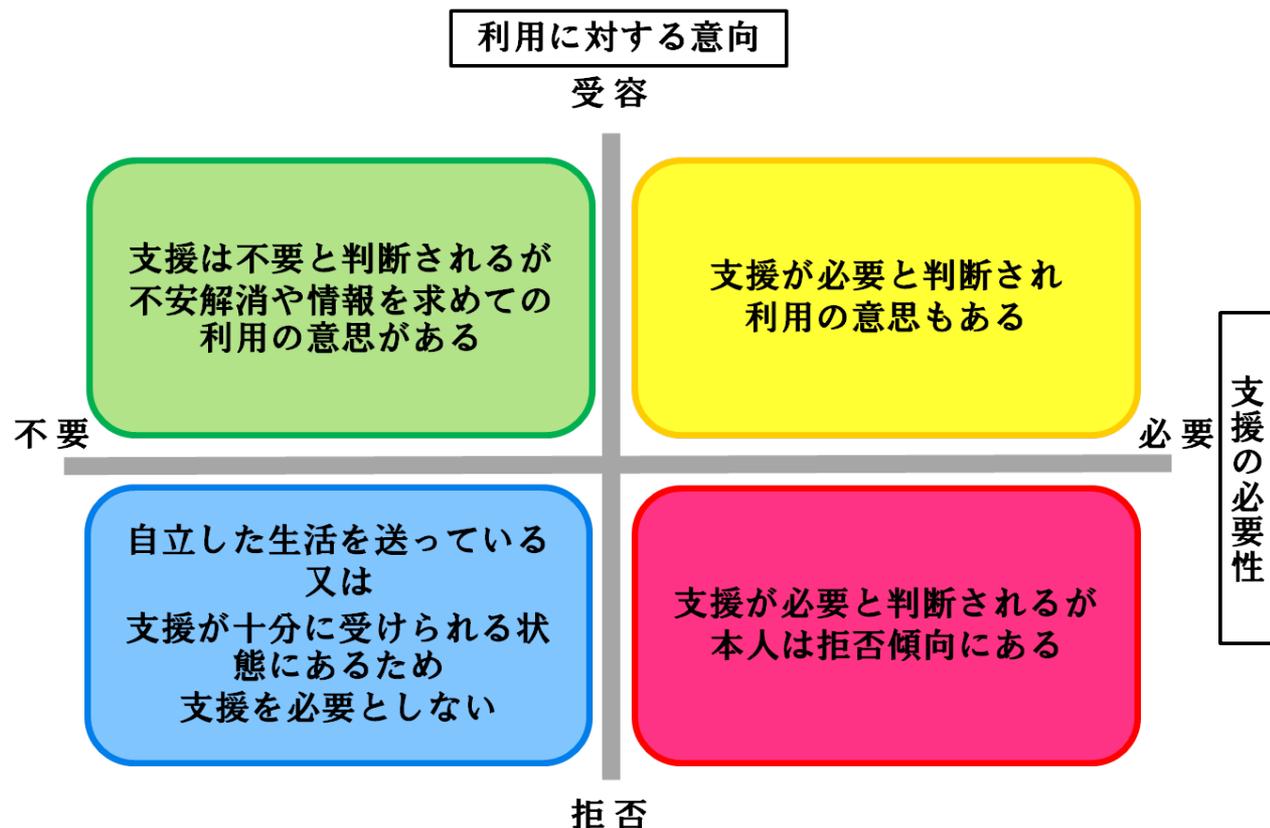
町名(エリア)	訪問調査の件数／	65歳以上一人暮らし・ 高齢者のみ世帯
小 城 町	3 1 6 世帯 ／	1, 0 0 7 世帯
三 日 月 町	1 8 6 世帯 ／	5 1 8 世帯
牛 津 町	3 2 9 世帯 ／	6 3 4 世帯
芦 刈 町	1 0 2 世帯 ／	2 9 6 世帯
計	9 3 3 世帯 ／	2, 4 5 5 世帯



◆ 訪問調査を終えての全体的な傾向

小城町を6月に調査、三日月町・芦刈町の調査を9月に終えたところであり、詳細な分析はこれからだが、市内の65歳以上一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の傾向として、家族や親族との交流が保たれている世帯が多くみられたが、一人暮らしなどから、もしもの時に不安を感じている人があり、定期的な見守りに対するニーズは高かった。一方、有料でのサービス提供には消極的な反応であった。

利用に対する意向と支援の必要性は以下の図のようになる。



◆ 生活基盤支援の対象者（要支援者）を把握

- 生活基盤支援が必要と判断された黄：「支援が必要と判断され利用の意思もある世帯」及び緑：「支援は不要と判断されるが不安解消や情報を求めての利用の意思のある世帯」に該当する世帯について訪問員による定期見守りを開始した。

あわせて、赤：「拒否傾向のある世帯」には外観からの見守りを開始している。

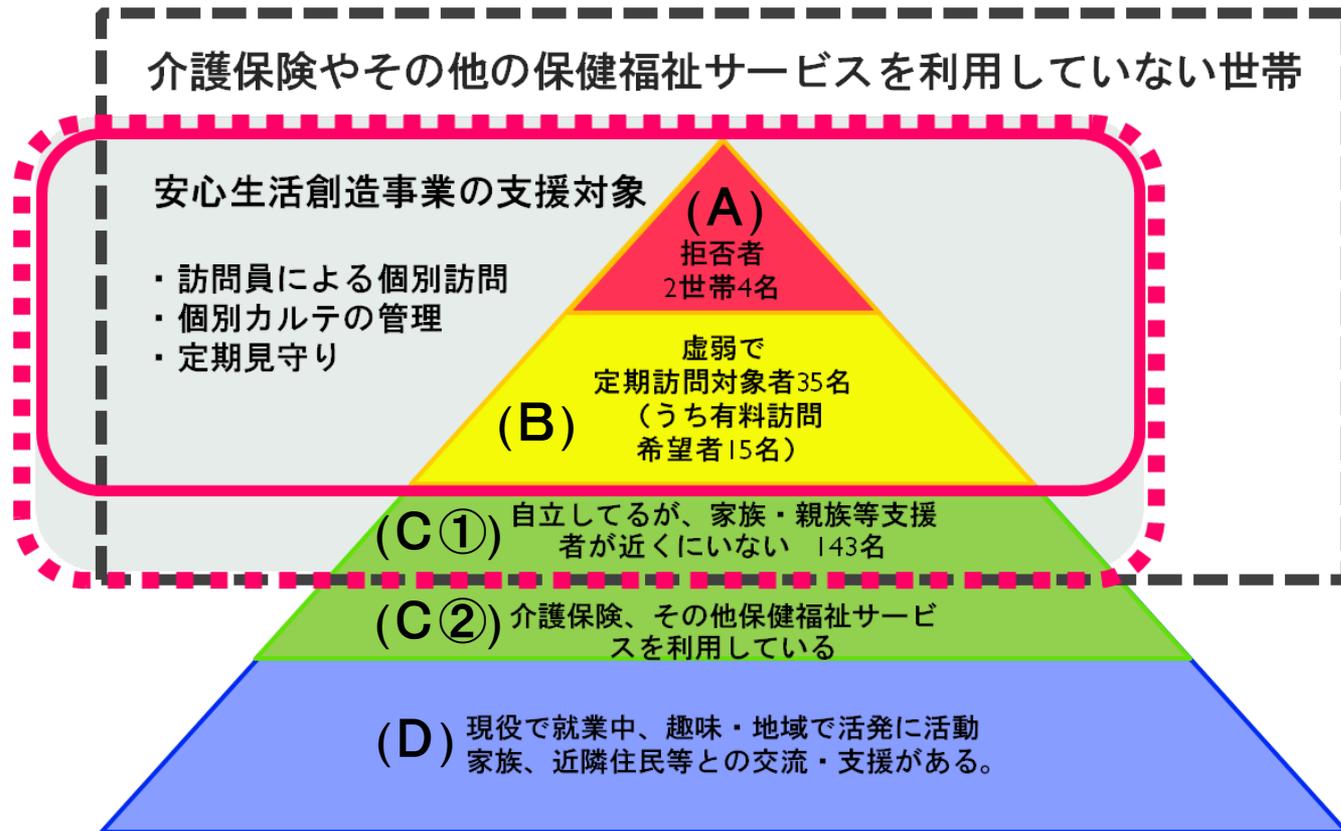
- 訪問する中で、周囲のサポート体制が構築されていたり、他のサービスの利用によりニーズがカバーされているケースが多く見受けられたため、本人の希望の有無よりも客観的な判断により再区分を実施した。

再区分にあたり家族や親族、近隣住民との関わり具合、社会活動への参加状況に重点を置き、下表のとおり対象者をA～Dのグループに区分した。

更に「介護保険や保健福祉サービスの利用状況」からC（予備群）をC①とC②とに細分した。

支援不足傾向又は支援を必要としている	支援が必要と判断されるが本人は拒否傾向にある	A	2世帯	訪問員による外観からの見守り
	虚弱で閉じこもりがちな、家族や親族のサポートが不足していると判断される	B	35世帯	訪問員による月1程度の訪問
	もしものときに不安があるなど支援不足傾向にある（本人の希望を勧案）	C①	143世帯	訪問員による3～6月に1度の訪問
	すでに介護保険やその他の福祉サービス・支援を受けている	C②	集計中	事業所等の支援員等と連絡・調整
支援不要	支援を必要としない元気高齢者や、見守られる環境が整っている	D	集計中	地域住民によるさりげない見守り活動

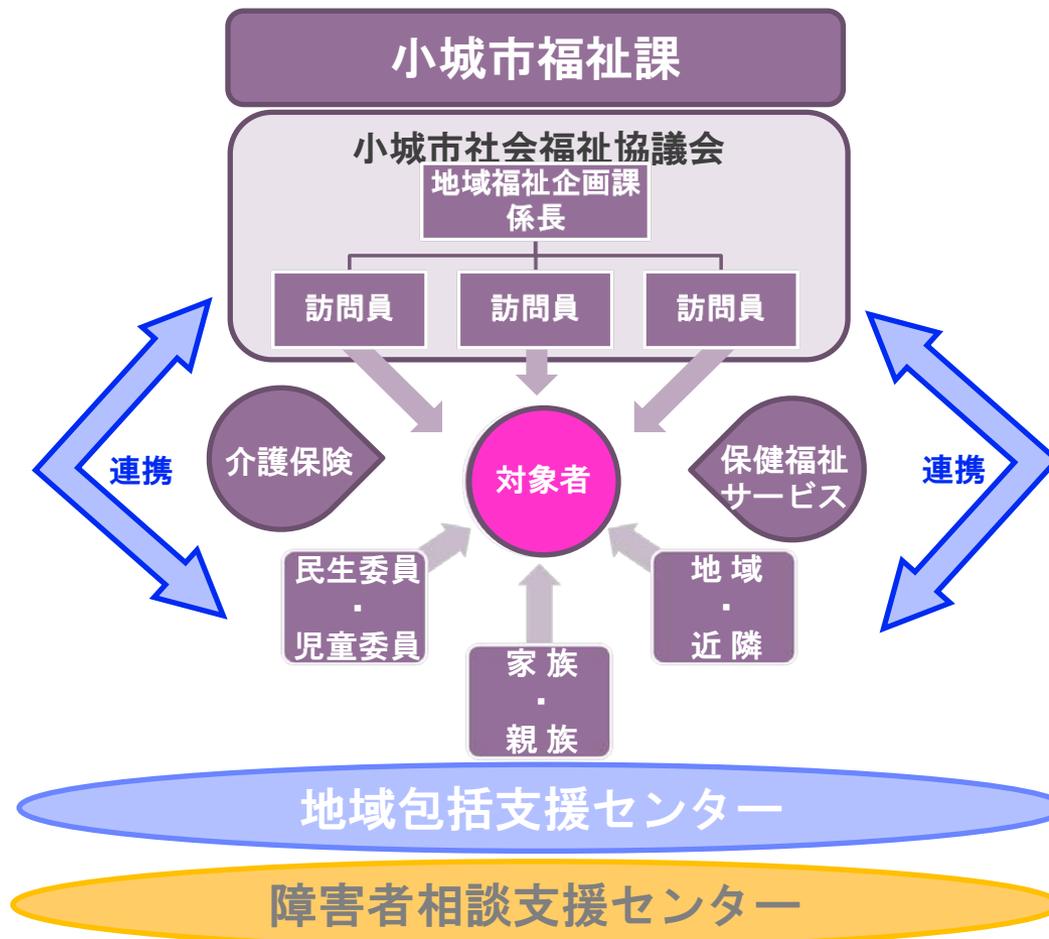
小城市では、拒否傾向のある方（A）、虚弱で閉じこもりがちな方（B）に加え、家族など支援者が近くにいない方（C①）も見守りの対象とすることで、孤立感の解消や状況の変化を早期に察知できるのではと考えている



H22年9月現在

原則2 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる

- 安心生活創造事業における対象者への支援体制イメージ図



◆ 対象者をもれなくカバーする体制づくり

● 訪問員による定期的な見守りと相談支援

本事業の訪問員には対象者の微妙な変化などを察知できるように訪問介護員2級の有資格者を配置している。訪問先では生活情報の提供と安否確認、体調変化や困りごとがないかなどを聞き取り、相談の内容によっては他の保健福祉サービスの利用案内や、地地域包括支援センター等への繋ぎを行なっている

● 総合相談に対応できる体制づくり

対象者から専門的な相談を受けることや、地域との調整が必要になることも想定されるため、小城市社会福祉協議会の地域福祉企画課係長が関係機関等との連絡・調整を行うこととしている。

地域包括支援センターの職員へ事業説明を行ない、連携して支援者へのサポートを行うこととする。

● 高齢者安心ネットワークを核とした見守り体制

地域包括支援センター（愛称：おたっしや本舗）が中心となり、医療機関や薬局、介護事業所などの専門機関との連携、また、新聞販売店、郵便局、配食事業者など地域で事業活動を行なっている事業者の協力による見守りや通報体制など、高齢者の生活圏域で相談・支援体制の充実をはかるためネットワークの構築をすすめており、これにより各専門部会が設置されている。

この部会へも本事業への協力呼びかけ、見守りなど生活基盤支援が不足する世帯に対する情報の連携が図られるようにしていく

● 地域住民による見守り

小地域福祉活動を推進し、地域における支えあい活動の促進を行なう。また、認知症サポーターやボランティアの育成、あわせて災害時要援護者の支援者確保に結びつけていくことで、要支援者の発生抑制（予防）にも役立てていく



◆ 買い物支援体制の構築

本市では、買い物代行や御用聞きのような直接支援を行うのではなく、市場サービスを活用した支援の充実を図り、生活情報と合わせた情報支援を行なうことで、支援対象者に限定せず、多くの市民にとって活用できるシステムが構築できると考えている

● 地元商店からの配達サービス

小城商工会議所、牛津・芦刈商工会の会員店舗、スーパー、コンビニエンスストア等に協力店を募り、有料・無料を問わず配達又は宅配便により食料品や日用品の配送システム構築に向け協議を行なう

※ すでにサービスを行われてる店舗についても紹介することで、利用者、商店相互にメリットがある

● 配食や食材の配送の充実

既に市内には配食サービスや、食材の配達サービスを提供されている事業者があるが、現在、対象地域外とされている地域へもエリアの拡充を働きかけることで、利用向上につながるのではと思われる。また、少ない品数や、小分けされた商品も取り扱ってもらうことで、一人暮らし世帯にも使い易くなるのではと考える

市報でも協力店（協力事業者）募集を呼び掛け、宅配をしてくれる商店の場所・時間帯・商品内容・エリア等の情報を整理して、リストを作成し配布を予定している



©fumira

原則3 安定的な自主財源の確保

• 公費だけに頼ることなく事業を継続していくため、また、市政に左右されることなく安定した事業推進ができるよう事業費に直接充てるための財源の確保に取り組む

- **応援募金箱の設置**

市保健福祉センター、市役所4庁舎、コンビニなどに募金箱を設置

- **自動販売機の売上げの一部を充当**

飲料メーカーが設置しているまちづくり支援自販機の売上金からの寄付金を本事業の事業費へ充当できないか財政課と調整中

- **企業協賛金の募集**

地元企業・事業者へ協賛金を募り財源に充てる

- **基金の果実運用**

地域福祉基金の利息を事業費に充てる



近年の経済状況をみると自主財源をどの程度確保できるかは非常に不透明であるため、目標値は設定していないが、本事業は今後、福祉分野において継続して取り組むべき大変重要な内容である。そのため、効果を落とさずに事業費を縮小化することや、既存の福祉事業の内容見直しを含め充分検討する必要がある